

那珂川河川整備計画（骨子）

資料－1に行番号のみ追加した資料

平成27年6月22日

国土交通省 関東地方整備局

目 次

1	1.	河川整備計画の対象区間及び期間	2
2	1.1	計画対象区間	2
3	1.2	計画対象期間	2
4	2.	河川整備計画の目標に関する事項	3
5	2.1	洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	4
6	2.2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	5
7	2.3	河川環境の整備と保全に関する目標	5
8	3.	河川の整備の実施に関する事項	6
9	3.1	河川工事の目標、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により	
10		設置される河川管理施設の機能の概要	6
11	3.1.1	洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項	6
12	3.1.2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	8
13	3.1.3	河川環境の整備と保全に関する事項	8
14	3.2	河川の維持の目的、種類及び施行の場所	9
15	3.2.1	洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	9
16	3.2.2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	11
17	3.2.3	河川環境の整備と保全に関する事項	11

- 那珂川の洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図ります。
- 首都圏を代表する清流であることや、流域の風土、文化、歴史を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開します。
- 災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、那珂川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の拡築及び河道掘削等により洪水を安全に流下させる整備を推進します。
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水資源開発施設の整備による供給を行うとともに、今後とも関係機関と連携して水利用の合理化を促進するなど、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努めます。
- 河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と那珂川との関わりを考慮しつつ、那珂川の良い河川景観や清らかな水の流れを保全し、多様な動植物が生息・生育する那珂川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努めます。
- 河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に実施します。
- 河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うため、中期的な整備内容を示したものであり、河川整備計画の整備目標を達成した以降も、段階的・継続的に整備を行うこととしており、その実現に向けた様々な調査及び検討を行います。
- 気候変動に伴う降水形態の変化等により渇水や洪水・高潮、水質悪化等のリスクが高まると予想されており、気候変動のリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討します。

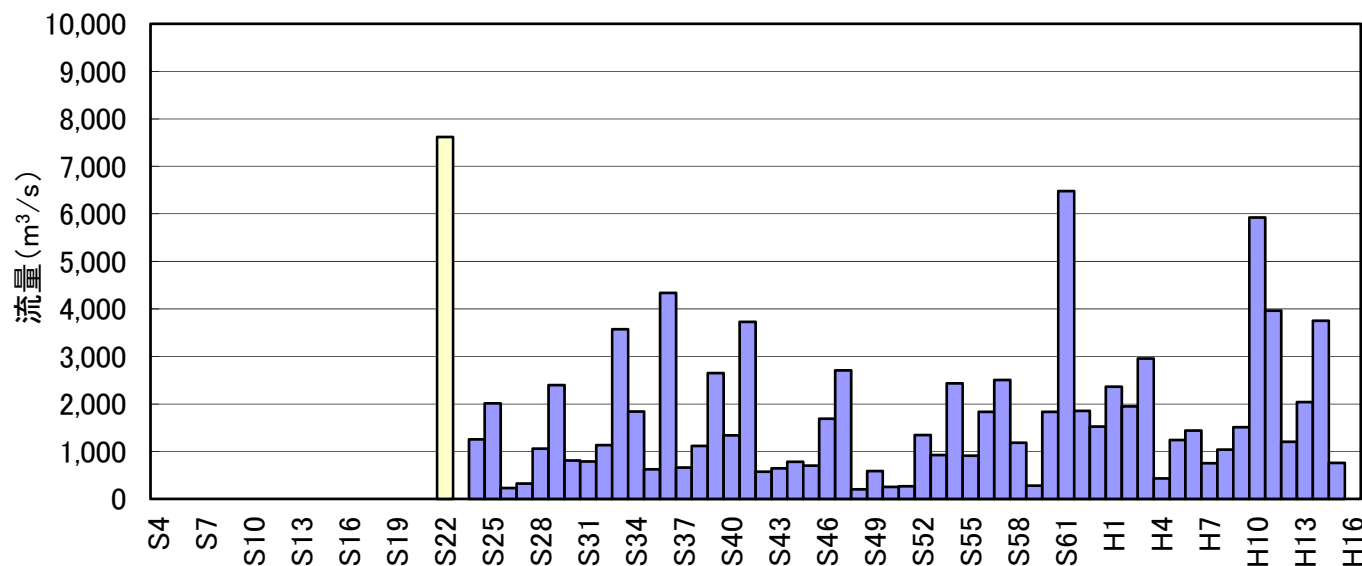
2. 河川整備計画の目標に関する事項

那珂川水系

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

- 過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上と、適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保とを両立させ、洪水等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とします。
- 洪水に対しては、河川整備計画の目標流量を基準地点野口において、近年最大洪水である平成10年8月洪水と同規模とし、洪水による災害の発生防止又は軽減を図ります。
- 計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図ります。
- 地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより地震による災害の発生防止又は軽減を図ります。

野口地点年最大流量の経年変化



※S22は推定値

社会資本整備審議会
河川分科会 河川整備基本方針検討小委員会
第32回河川整備基本方針検討小委員会(平成18年2月7日)
参考資料1-1 那珂川水系の特徴と課題より作成

2. 河川整備計画の目標に関する事項

那珂川水系

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

■河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、野口地点においては、かんがい期概ね31m³/s、非かんがい期概ね23m³/s、下国井地点においては、かんがい期概ね24m³/s、非かんがい期概ね19m³/sを流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を安定的に確保するよう努めます。

2.3 河川環境の整備と保全に関する目標

■那珂川では、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指します。

■水質については、地域住民や関係機関と連携を図るとともに、流水のモニタリング等を行いながら、その保全・改善に努めます。

■桜川については、BOD5mg/L以下を目標水質とします。

■多様な生物が生息する汽水域や河原固有の植物や鳥類等が生息・生育する礫河原の保全・再生に努めます。

■河川の連続性の確保を図り、アユ・サケ等の回遊性魚類について、縦断的な生息環境の保全に努めます。

■人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた那珂川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図ります。

■水面利用については、地域住民や関係地方公共団体と連携して安全で秩序ある利用に努めます。

■景観については、上流部の山間渓谷美に富んだ渓谷環境や中・下流部の礫河原、ヨシ群落等が広がる河川景観の保全に努めるとともに、市街地における貴重な空間としての水辺景観の維持・形成に努めます。

3. 河川の整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目標、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項

- 河川の整備に当たっては、はん濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水等による災害に対する安全性の向上を図ります。
- 地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い調査検討を行います。

(1) 洪水等を安全に流下させるための対策

1) 堤防の整備

- 堤防が整備されていない区間や、堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している箇所のうち、家屋等への被害が生じる恐れのある箇所について、築堤・かさ上げ・拡築を行います。
- なお、洪水を安全に流下させるための堤防を整備し、津波、高潮による被害の発生防止を図ります。



高さが不足している堤防

2) 河道掘削

- 河道目標流量を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を行います。



河道掘削の状況

3) 橋梁架替

- 橋梁の高さが低いこと等により洪水の安全な流下の阻害となっている橋梁について、架替を行います。



高さの低い橋梁

4) 洪水調節容量の確保

- 中流部及び下流部の洪水のピーク流量の低減を図るため、中流部に遊水地を整備します。

5) 中流部の浸水防止対策

- 中流部の狭窄部において宅地嵩上げ等による効率的な治水対策を実施します。

3. 河川の整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目標、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項

(2) 浸透対策

■堤防の浸透対策としては、これまで実施してきた点検結果を踏まえ、背後地の資産状況等を勘案し、堤防強化対策を実施します。

(3) 超過洪水対策

■被害の最小化を図るため、既存施設の有効活用を含め、地域ごとに必要に応じた対策を実施します。

(4) 地震、津波遡上対策

■耐震性能の照査結果に基づき必要に応じて耐震・液状化対策を実施します。
■津波が遡上する区間では、水門操作の自動化を進めます。
■関係地方公共団体が設定する津波浸水想定に対して、必要に応じて情報提供、技術的な支援等に努めます。



(5) 内水対策

■内水による浸水が発生する地区の河川は、遊水地等の本川の水位低下対策と並行して、その発生要因等について調査を行い、関係機関と調整した上で、必要に応じて、排水機場の整備等、内水被害の軽減対策を実施します。



(6) 危機管理対策

■被害の最小化を図る観点から、災害時において河川管理施設保全活動等を円滑に行う拠点及びこれにアクセスする管理用通路等について、関係機関との調整の上、整備を行います。
■また、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を進めます。
■雨量、水位等の観測データやCCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を光ファイバー網等を通じて関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設の整備等を図ります。

3. 河川の整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目標、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

3.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進しつつ、流況調整河川(霞ヶ浦導水)を整備します。
- 地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

3.1 河川工事の目標、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

3.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

- 河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ自然と調和を図った整備と保全を行います。

(1) 水質改善対策

- 水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図ります。
- 流水のモニタリング等を行いながら、良好な水質の保全に努めます。
- 夏季に環境基準を達成できていない桜川において、浄化用水の導入(霞ヶ浦導水)により水質改善を行います。



桜川のアオコ発生状況

(2) 自然環境の保全と再生

- 中流部においては、カワラバッター・イカルチドリ等の生息環境となる礫河原の保全、アユ・サケ等の産卵・生息環境となる瀬・淵の保全を図ります。
- 涸沼が「ラムサール条約湿地」に登録されたことを踏まえ、下流部及び涸沼川においては、ヒメマイトトンボが生息する汽水域のヨシ群落等の保全を図ります。



汽水域のヨシ群落(涸沼川)

(3) 人と河川との豊かなふれあいの確保

- 自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施します。
- 沿川の自治体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを踏まえた地域住民に親しまれる河川整備を推進します。

3. 河川の整備の実施に関する事項

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

- 河川維持管理に当たっては、那珂川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画」に基づき計画的な維持管理を継続的に行います。
- 地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い調査検討を行います。

(1) 堤防の維持管理

- 堤防の機能を適切に維持していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に発見すること等を目的として、適切に堤防除草、点検、巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理します。
- 点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸等の損傷等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を行います。



(2) 河道の維持管理

- 河道の機能を適切に維持管理していくため、適切に点検、巡視、測量等を行い、河道形状の把握に努めます。



(3) 水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理

- 水門、樋門・樋管等の河川管理施設の機能を適切に維持していくために、洪水、津波、高潮等の際、必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い長寿命化を図ります。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を実施します。
- 雨量観測所、水位観測所、水質観測所、CCTV、光ファイバー等の施設については、これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施するとともに、情報の一元的な集約・整理により河川管理の効率化に努めます。
- 水防拠点等の施設については、平常時は沿川地方公共団体と連携し、適正な利用を促進するとともに災害発生時に活用できるよう、適切に維持管理を実施します。



3. 河川の整備の実施に関する事項

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(4) 許可工作物の機能の維持

■橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、施設管理者と合同で定期的に履行状況の確認を行うことにより施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行います。



(5) 不法行為に対する監督・指導

■河川敷地において流水の疎通に支障のおそれがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して適正な監督・指導を行います。



(6) 河川等における基礎的な調査・研究

■治水、利水及び環境の観点から、河川を総合的に管理していくため、流域内の各種データを収集します。
■水理特性等に関する調査・研究を推進し、その成果を、具体的な工事や維持管理に活用します。



(7) 地域における防災力の向上

■堤防決壊等による洪水氾濫が発生した場合等、自助・共助・公助の精神のもと、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図る必要があります。そのため、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう、関係機関との連携を一層図ります。

3. 河川の整備の実施に関する事項

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- 河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。
- 流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、感潮域の塩化物イオン濃度等の水質を監視し、霞ヶ浦導水の効率的な運用により、広域的な低水管理を実施します。
- 渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する那珂川渇水調整協議会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあつせん又は調停を行います。



3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

- 河川周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等に配慮します。

(1) 水質の保全

- 良好な水質を維持するため、水質の状況を把握するとともに、水生生物調査や新たな指標による水質の評価等を実施し、さらなる水質改善に向けた取り組みを行います。
- 水質事故に備えた訓練及び必要資材の備蓄を行うとともに、関係機関との情報共有・情報伝達体制の整備を進め、状況に応じて既存の河川管理施設の有効活用を行い、水質事故時における被害の最小化を図ります。



(2) 自然環境の保全

- 良好な自然環境の維持を図るためには、河川環境の実態を定期的、継続的、統一的に把握する必要があることから、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を実施します。
- 外来生物への対応については、河川管理や自然環境上支障がある場合について検討し、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、関係機関や地域住民と連携して防除等の対策を実施します。

3. 河川の整備の実施に関する事項

那珂川水系

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(3) 河川空間の適正な利用

■那珂川の自然環境の保全と秩序ある河川利用の促進を図るため、河川環境の特性に配慮した管理を実施します。

(4) 水面の適正な利用

■那珂川では水面利用があり、地域の歴史・文化、河川環境を考慮しながら、安全で秩序ある河岸周辺や水面の利用を図る。

(5) 景観の保全

■那珂川の自然・歴史・文化・生活と織り成す特徴ある景観や歴史的な施設について、関係機関と連携を図り、保全・継承に努めます。

(6) 環境教育の推進

■人と自然との共生のための行動意欲の向上や環境問題を解決する能力の育成を図るため、環境教育や自然体験活動等への取り組みについて、市民団体、地域の教育委員会や学校等、関係機関と連携し、推進していきます。

■河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援します。



3. 河川の整備の実施に関する事項

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(7) 不法投棄対策

- テレビ、冷蔵庫等の大型ゴミや家庭ゴミの不法投棄が多いため、地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を沿川地方公共団体と連携して支援し、河川美化の意識向上を図ります。
- 地域住民、河川協力団体等と連携・協働した河川管理を実施することで、ゴミの不法投棄対策に取り組めます。

(8) 不法係留船対策

- 不法係留船舶や不法係留施設は、洪水時に流出することにより河川管理施設等の損傷の原因となる等、河川管理上の支障となるため、不法係留船舶や不法係留施設に対する対策を関係地方公共団体、地域住民、水面利用者等と連携して推進していきます。

